## 介護人材確保対策連携支援事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業(介護従事者確保分)補助金交付要綱に基づく介護人材確保対策連携支援事業について、必要な事項を定める。

### 2 目的

市町村(介護保険の保険者である広域連合を含む。以下「市町村等」という。)において、介護人材確保に係る関係機関・団体等との連携を深め、地域に根ざした実効性のある人材確保対策の実施を支援する。

### 3 補助事業の内容

補助事業等の内容について、次のとおり定める。

(1) 事業の実施主体

市町村等

(2) 事業の内容

介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、行政、介護事業者及び関係団体等から構成される協議会等の設置・運営をする市町村等に対して助成を行う。

(3) 対象とする協議会等

本事業の対象とする協議会等は、介護人材の確保を主たる目的として設置・運営するものに限ることとし、既存の各種介護関係会議に、介護人材確保の趣旨を付け加えることのみで本事業の対象とすることはできない。

(4) 協議会等の協議内容

介護人材確保に係る施策の検討、推進体制の確保や、実施した施策に対する評価等について協議を行うものとすること。

## 4 その他

- (1) 当該事業について、他の同種の補助金等の交付を受けている場合は補助の対象としない。
- (2) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

# 附則

この要綱は、令和2年8月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。